**■　大阪府福祉のまちづくり条例の第2次改正　検討項目（案）**

資料３－１

現在、第1次改正内容（案）の検討中であるが、第2次改正とする項目に対する検討も並行して作業を進める。

第4回部会においても第2次改正の項目としてお示ししたものとして、事前協議の対象とする用途についても、現在の社会情勢等に照らし合わせ、見直す必要がないか検討する。

**【現行　事前協議対象用途一覧】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用途 | 対象規模 | 協議先 |
| 集会場（床面積が200㎡以上の集会室があるものを除く） | すべて | 市町村 |
| 火葬場 |
| コンビニエンスストア | 100～200㎡ |
| 事務所 | 500㎡以上 |
| ダンスホール | 1,000㎡以上 |
| 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 50～200㎡ |
| 工場（自動車修理工場を除く） | 3,000㎡以上 |
| 神社、寺院、教会その他これらに類するもの | 300㎡以上 |
| 消防法第８条の２第１項に規定する地下街 | すべて | 大阪府 |
| 道路法第２条第１項に規定する道路 |
| 都市計画法第４条第12項に規定する開発行為により設置される公園 |
| 遊園地、動物園又は植物園 |
| 港湾法第２条第５項第９号の３に規定する港湾環境整備施設である緑地 |
| 海岸法第２条第１項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの |

|  |
| --- |
| ア．事前協議対象用途の包括的な見直し（物品販売業を営む店舗の義務対象規模） |

**a）現行規定の状況**

**【現行規定】**

義務対象：物品販売業を営む店舗　200㎡以上

努力義務対象：100～200㎡（コンビニエンスストアに限る）

**【現行の基準における適合率等】**

義務対象の規模以上のものは、各基準を建築確認申請において審査し、必要な基準がすべて満たされた建築物となっている。

一方、努力義務である100～200㎡のコンビニエンスストアの主な部分の適合率は、下記のとおり。

・段差解消：99％

・出入口：幅の確保100％、戸の構造（前後の水平部分含む）95％

・便所：車いす使用者用96％、オストメイト対応設備36％

・視覚障がい者誘導用ブロック：廊下・階段等100％、案内所までの経路80％　など

段差解消や出入口の幅など、コンビニエンスストアを利用する際の最低限のバリアフリーはなされていることが推察される。

便所については、小規模な建築物であるが、かなりの割合の店舗において車いす使用者用便房（簡易型の便房の設置も可）が整備されていることが見て取れる。

一方、オストメイト対応設備に関しては、36％と低い整備率となっているが、簡易型のオストメイト対応設備であれば、建物のプラン変更なく設置できるものも製品化されているため、事業者の費用負担は生じるものの、整備は可能であると考えられる。

**b）検討方針案**

「物品販売店を営む店舗」の適合義務対象規模の引き下げを行う。（規模は今後検討）

これにより、「コンビニエンスストア」として事前協議を行ってきたもののうち、大部分が義務対象用途へ移行することとなる。

**c）想定される課題等**

事前協議は「コンビニエンスストア（主として飲食料品その他の最寄り品の販売業を営む店舗のうち、床面積の合計が30平方メートル以上250平方メートル未満で、一日当たりの営業時間が14時間以上のものをいう。）」を対象としてきたが、建築確認申請には、営業時間等による建築物の用途の判断がなじまないものであるため、「物品販売業を営む店舗」の用途の規模引き下げを検討している。

コンビニエンスストア以外の物品販売業を営む店舗については、これまで事前協議の対象ともなっていなかったが、今回義務化することになれば、一挙に対象が拡大することとなるため、対象とする規模等については、慎重に検討する必要がある。

|  |
| --- |
| イ．事前協議対象用途の包括的な見直し（事前協議と建築確認申請が重複する用途の整理） |

**a）現行規定の状況**

遊園地・植物園・動物園などの施設については、福祉のまちづくり条例上、「建築物」としてだけではなく、その他施設として事前協議の対象とし、手続きを求めている。

しかし、これらの施設において建築物が新築等される場合、「観覧場（500㎡以上は適合義務対象）」などの用途として扱われることとなり、建築確認申請における審査と条例の事前協議の届出が重複するケースがある。

**b）検討方針案**

遊園地・植物園・動物園などの施設において、建築確認申請が必要な施設の設置がなされる際、事前協議対象範囲と建築確認申請において移動等円滑化基準がチェックされる範囲が重複している部分については、当該部分について手続きを省略する。

**c）想定される課題等**

特になし